

手持ち工事等の状況により技術者等の配置を認めない基準

(令和5年1月1日)

この基準は、湖西市が実施する建設工事の制限付一般競争入札において、主任技術者（監理技術者）及び現場代理人に関する参加資格の審査を適正かつ円滑に行うため、湖西市制限付一般競争入札実施要領第16条の規定による取扱いを補足し、具体化したものである。

下表に該当する配置予定の技術者又は配置予定の現場代理人は、対象工事への配置を認めないものとする。

内容	具体的な例
(1) 配置予定の技術者※1が手持ち工事等を有する場合※2であって、当該手持ち工事等の従事条件に専任、常駐等の条件のある場合	<p>ア 現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合※4を除く。）</p> <p>イ 専任の主任技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定を適用する場合※5を除く。）</p> <p>ウ 専任の監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合※11を除く）</p>
(2) 配置予定の技術者※1が手持ち工事等を有する場合※2であって、配置予定工事に専任で配置を要する場合※3	<p>ア 現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合※4であり、かつ、工事同士が密接な関係があつて同一の場所又は近接した場所として認められる場合※8を除く。）</p> <p>イ 主任技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（建設業法施行令第27条第2項の規定を適用する場合※5を除く。）</p> <p>ウ 専任の監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合※11を除く）</p> <p>エ アからウまでに掲げる役職以外の者（工事に限る。）※6として、当該手持ち工事に従事している場合（工事同士が密接な関係があつて同一の場所又は近接した場所として認められる場合※8を除く。）</p> <p>オ 工事以外の業務に従事している場合※7</p>
(3) 配置予定の技術者※1が手持ち工事等を有する場合※2であって、監理技術者資格を有する技術者を配置できることを入札参加資格にしている場合。ただし、監理技術者補佐を専任	<p>ア 現場代理人として、当該手持ち工事に従事している場合（当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合※4を除く。）</p> <p>イ 主任技術者又は監理技術者として、当該手持ち工事に従事している場合（監理技術者として従事している場合は監理技術者補佐を専任で置いた場合※11を除く）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる役職以外の者（工事に限る。）※6として、当該手持ち工事に従事している場合</p>

で置いた場合に限る。	エ <u>工事以外の業務に従事している場合※7</u>
(4) <u>配置予定の現場代理人が手持ち工事等を有する場合※2</u>	<p>ア <u>現場代理人として、手持ち工事に従事している場合（湖西市建設工事現場代理人取扱要綱（平成28年湖西市告示第100号）第6条に規定する現場代理人の兼務要件を満たす場合※9を除く。）</u></p> <p>イ <u>主任技術者として、手持ち工事に従事している場合（湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第11条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合※10を除く。）</u></p> <p>ウ <u>専任の主任技術者として、手持ち工事に従事している場合（工事同士が密接な関係があつて同一の場所又は近接した場所として認められる場合※8であり、かつ、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第11条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合※10を除く。）</u></p> <p>エ <u>専任の監理技術者として、手持ち工事等に従事している場合（監理技術者補佐を専任で置いた場合※11を除く）</u></p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる役職以外の者（工事に限る。）※6</u>として、当該手持ち工事に従事している場合（工事同士が密接な関係があつて同一の場所又は近接した場所として認められる場合※8であり、かつ、湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第11条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合※10を除く。）</p> <p>カ <u>工事以外の業務に従事している場合※7</u></p>
(5) <u>その他適正な配置と判断できない場合</u>	<p>ア 公告に掲げる配置条件を満たさない場合</p> <p>イ その他技術者の配置が適正と判断できない場合</p> <p>ウ その他現場代理人の配置が適正と判断できない場合</p>

※1 技術者

建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。

※2 手持ち工事等を有する場合

建設工事や建設工事以外の業務（測量業務、設計業務、運搬業務等）に携わっている場合が「手持ち工事等を有する場合」とする。

湖西市では、手持ち工事等を有する場合であっても、開札日の翌日から起算して25日目までの期間内に、「当該手持ち工事等が完成予定の場合（原則として契約上の履行期限で判断する。）」又は「当該手持ち工事等を他の従業員に交代予定の場合」は、手持ち工事等を有しないものとして取り扱う。

ただし、入札公告に特段の定めがある工事については、この限りでない。

※3 配置予定工事に専任で配置を要する場合

契約金額が4,000万円以上（建築一式工事に限り8,000万円以上）の工事では、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要する。（建設業法施行令第27条第1項）

入札参加資格において、「技術者を専任で配置し得ること。」を条件としている場合には、これと同様に取り扱うものとする。

※4 当該手持ち工事の注文者が兼務を認める場合

◎注文者が湖西市の場合

湖西市建設工事現場代理人取扱要綱に基づき、原則として、次の条件に全て該当する場合に兼務を認める。

- ① 既に兼務している契約件数が2件以内であること
- ② 営業所専任技術者でないこと
- ③ 工事現場がいずれも湖西市内であること
- ④ 工事現場のいずれかに常駐できること
- ⑤ 発注者と常に連絡が取れる体制（携帯電話や連絡責任者の配置等）を確保できること
- ⑥ 設計図書に兼務を認めない旨の記載がないこと

なお、1つの工事の中で複数の役職を兼務している場合は、①の「既に兼務している状況」には該当しない。（以下同じ。）

※工事現場が同一であっても、上記の条件を満たさない場合には、兼務を認めない。

◎注文者が湖西市以外の場合

（湖西市の発注工事であっても、元請業者以外はこちらに該当する。）

当該注文者との契約条件等による協議の結果となる。

※5 建設業法施行令第27条第2項の規定を適用する場合

建設業法施行令第27条第2項は、次のいずれかの場合に適用することができる。

ただし、既に兼務している状況にある場合は、この規定の適用を認めない。

（平成26年2月3日付け国土交通省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（国土建第272号））

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度に近接している場合
- ② 施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う工事、相当の部分を同一の下請業者で施工する工事等）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度に近接している場合

※6 アからウまでに掲げる役職以外の者（工事に限る。）

品質証明員、担当技術者、作業主任者、安全衛生推進者、元方安全衛生管理者、現場作業員等の建設工事に携わっている者をいう。

（主任技術者、監理技術者及び現場代理人を除いた全ての工事従事者）

※7 工事以外の業務に従事している場合

測量業務、設計業務、運搬業務等の建設工事以外の業務に携わっている場合をいう。

原則として、建設業以外の業務を営んでいる企業の技術者等が該当し得る。

※8 工事同士が密接な関係があつて同一の場所又は近接した場所として認められる場合

※5に示す建設業法施行令第27条第2項の規定を適用する場合を準用するものとする。

※9 湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 6 条に規定する現場代理人の兼務要件を満たす場合

湖西市建設工事現場代理人取扱要綱に基づき、原則として、次の条件に全て該当する場合に兼務を認める。

- ① 既に兼務している契約件数が 2 件以内であること
- ② 営業所専任技術者でないこと
- ③ 工事現場がいずれも湖西市内であること
- ④ 工事現場のいずれかに常駐できること
- ⑤ 発注者と常に連絡が取れる体制（携帯電話や連絡責任者の配置等）を確保できること
- ⑥ 設計図書に兼務を認めない旨の記載がないこと
- ⑦ 注文者が湖西市以外の工事と兼務する場合は、当該注文者から了承を得ていること

※10 湖西市建設工事現場代理人取扱要綱第 11 条に規定する他工事における主任技術者等との兼務要件を満たす場合

※9 に示すとおり

※11 監理技術者補佐を専任で置いた場合

契約金額が 4,000 万円以上（建築一式工事に限り 8,000 万円以上）の工事では、監理技術者等は工事毎に専任が必要であるが監理技術者補佐を専任で置いた場合は監理技術者は 2 つの工事まで兼務が可能。

※監理技術者補佐は一級施工管理技士補（令和 3 年 4 月 1 日施行）を有する者または一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者。

附則（平成 28 年 5 月 27 日制定）

この基準は、平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告する工事における資格審査から使用する。

附則（平成 30 年 3 月 23 日改正）

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告する工事における資格審査から使用する。

附則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日以降に実施する資格審査から使用する。

附則（令和 4 年 12 月 27 日改正）

この基準は、令和 5 年 1 月 1 日以降に入札公告する工事における資格審査から使用する。